

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 日本精神科看護協会（以下、「本協会」という。）における役員及び職員（以下、「役職員」という。）のコンプライアンス（法令等の遵守）に関する意識の向上を図るとともに、コンプライアンスを円滑且つ効果的に実施するための組織体制及び運営方法を定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本協会の役員（理事、監事）及び職員（正職員、嘱託職員、派遣職員、アルバイト職員を含む）全ての従事者に適用する。

(定義)

第3条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) コンプライアンス

法令・規制、定款・規程、社会規範等に基づき良識をもって行動すること。

(2) 法令等

法令等とは、法令・規制、定款・規程、社会規範等の総称。

(理事等)

第4条 理事は誠実に、且つ率先してコンプライアンスに取り組み、本協会における役職員のコンプライアンスに関する意識の向上に努め、コンプライアンス体制の確立と実践の責任を担う。

2 理事会は、本協会の業務運営全般についてコンプライアンスの観点から議論を行うとともに、コンプライアンスについて、具体的、積極的に関与する。

(職員)

第5条 職員はコンプライアンスを重視し、良識ある行動を心掛け、誠実且つ公正に業務を遂行する。

(コンプライアンス委員)

第6条 コンプライアンス委員会を運営するために、コンプライアンス委員を5名以上選任する。

2 コンプライアンス委員は、コンプライアンス委員会の独立性を担保するために、会員及び役職員以外から2名以上選任する。

- 3 コンプライアンス委員の候補者は、理事会、監事及び会長が推薦できる。
 - 4 コンプライアンス委員及びコンプライアンス委員長の選任は、理事会の決議による。
- (コンプライアンス委員の任期及び報酬)

第7条 コンプライアンス委員の任期は、2事業年度終了後最初の理事会迄とする。但し、再任を妨げない。
欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 コンプライアンス委員には、理事会で別に定める謝金を支給することができる。但し、本協会の役員には、謝金を支給しない。

(コンプライアンス委員会)

第8条 本協会は、コンプライアンスに関する取組みの企画、立案、調整及び推進をするために、本協会にコンプライアンス委員会を設置する。

- 2 コンプライアンス委員会は役職員に対し、本協会が遵守しなければならない法令等の知識を付与する。
- 3 コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する状況を把握するため、内部検査を定期的に実施する他、必要がある場合は随時実施することができる。
- 4 コンプライアンス委員会は、内部通報、内部検査若しくは行政による検査に係る指摘事項に対して、改善措置が確実に行われるよう指導・助言する。
- 5 コンプライアンス委員会は、具体的リスクの特定、分析及び評価について指導、助言をすることができる。
- 6 コンプライアンス委員会は、必要に応じて顧問弁護士、監事等より報告・説明を受けることができる。
- 7 コンプライアンス委員会はコンプライアンス委員会の議事録を作成し、理事会に提出しなければならない。

(コンプライアンス委員会の頻度及び構成)

第9条 コンプライアンス委員会は、年1回及びコンプライアンス上の問題が生じた場合には、その都度臨時のコンプライアンス委員会を開催する。

- 2 年1回開催する定期コンプライアンス委員会は、委員の過半数の出席をもって開催しなければならない。但し、出席委員のうち1名以上は外部委員でなければならない。
- 3 臨時コンプライアンス委員会は、2名以上の委員の出席をもって開催しなければならない。

- 4 臨時コンプライアンス委員会は、コンプライアンス委員、理事会、役員、法人事務局、顧問弁護士のいずれかの要請があつた場合に開催する。
- 5 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス委員長が招集する。
- 6 コンプライアンス委員長は、臨時コンプライアンス委員会における議題及び決定事項を、その後に開催される定期コンプライアンス委員会において報告しなければならない。

(事務局)

第10条 コンプライアンス委員会の効率的な運用のために、担当事務局を設置することができる。

(コンプライアンス義務)

第11条 役職員は法令等を誠実に遵守し、その職務を遂行しなければならない。

- 2 役職員は、自らの職務を規制している法令等が不明であるときは、社会的良識に基づいて行動しなければならない。

(顧問弁護士への相談)

第12条 役職員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反しているかどうか、判断できない場合には、あらかじめ顧問弁護士に相談しなければならない。

- 2 顧問弁護士は、職員から相談を受けた事案が法令等に違反するかどうか、判断に迷うとき、ないし重大なコンプライアンス違反であると判断した時には、コンプライアンス委員会に報告しなければならない。

(実行の猶予・中止)

第13条 役職員は、コンプライアンス委員会ないし顧問弁護士からの回答を受け、且つ顧問弁護士の回答を踏まえた理事会の指示がある迄は、相談した事案を実施してはならない。

- 2 役職員は、相談した事案について顧問弁護士ないしコンプライアンス委員会から法令等に違反又は法令等に違反の可能性があると回答されたときは、その事案を実行してはならない。

(指示命令等の禁止)

第14条 役職員は他の役職員に対し、法令等に違反する行為を指示、命令、教唆、又は奨励してはならない。

(黙認の禁止)

第15条 役職員は、他の役職員が法令等の違反行為を行つていると知ったときは、これを黙認してはなら

ない。

(免責の制限)

第16条 役職員は、次に掲げることを理由として、自らが行った法令等の違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと。
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと。
- (3) 法人の利益を図る目的で行ったこと。

(コンプライアンス研修)

第17条 コンプライアンス委員会事務局は、コンプライアンス委員会の監修のもと、役職員に対してコンプライアンスについての正しい知識を付与するための研修を企画し、以下の事項を確実にしなければならない。

- (1) 本協会の行動憲章及び倫理規程を周知徹底すること。
- (2) コンプライアンスへの意識と関心を高めること。
- (3) コンプライアンスについての正しい知識を付与すること。
- (4) 役職員等の倫理意識を高めること。

(コンプライアンスに関する相談・照会)

第18条 コンプライアンスに関する相談・照会は、直属の上司に対して行う。但し、直属の上司等への相談・照会に何らかの理由により支障がある場合は、直接コンプライアンス委員会へ相談・照会することも差し支えないものとする。

(懲戒処分)

第19条 本協会は、法令・規制、定款及び就業規則の定めるところにより、コンプライアンス違反をした役職員を懲戒処分又は解任することができる。

(情報開示)

第20条 コンプライアンス委員会における検討事項及び決定事項は、理事会が開示の範囲及び時期を決議し、理事会の権限に基づき開示する。但し、コンプライアンス委員会から開示を求められたものについては、開示しなければならない。

(改 廃)

第21条 本規程の改廃は、理事の過半数によって定める。

附 則 本規程は、平成24年9月9日から施行する。

平成25年3月23日一部改正

平成26年4月1日法人名変更